

令和 4 年 12 月 9 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事
釜 菴 敏
(公印省略)

休日夜間急患センター・在宅当番医の体制及び診療・検査医療機関の指定は
受けていないが小児の発熱患者に対応する医療機関の住民への周知について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部より各都道府県衛生主管部(局)宛に標記の事務連絡が発出されました。

前者については、「オミクロン株による流行対応を踏まえた「保健・医療提供体制確保計画」の入院体制を中心とした点検・強化について」（令和 4 年 11 月 21 日付け事務連絡）において、休日夜間の救急医療のひっ迫回避のため、また、年末年始も見据え、市区町村が郡市区医師会等の協力を得て実施している休日夜間急患センター・在宅当番医制について、都道府県において、受診に資する情報を集約してホームページ等に分かりやすく掲示し、住民に周知することが依頼されております。今回この集約の際に、含むべき項目等や掲示方法にかかる留意事項が示されております。

なお、上記の対応状況については、年末年始を見据えて、12 月中を目途に都道府県に対して確認を行う予定とのことです。

また、後者については、「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和 4 年 10 月 17 日付け事務連絡（令和 4 年 11 月 4 日一部改正））において、小学生以下の発熱患者については、診療・検査医療機関だけでなく、小児科全体で対応いただく必要があり、診療・検査医療機関の指定を受けていない小児科標榜医療機関においても発熱患者の診療を行うことについて依頼がなされております。

今回、患者の適切な選択に資するよう、上記のホームページ等において、指定は受けていないが小児の発熱患者に対応する医療機関の情報についても合わせて掲示し、公表すること等について、医療機関や地域の医療関係者に協力を依頼すること等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和4年12月2日

各
〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

休日夜間急患センター・在宅当番医の体制及び診療・検査医療機関の指定は受けていないが小児の発熱患者に対応する医療機関の住民への周知について（依頼）

「オミクロン株による流行対応を踏まえた「保健・医療提供体制確保計画」の入院体制を中心とした点検・強化について（依頼）」（令和4年11月21日付け事務連絡）において、休日夜間の救急医療のひっ迫回避のため、また、年末年始も見据え、市区町村が郡市区医師会等の協力を得て実施している休日夜間急患センター・在宅当番医制について、都道府県において、受診に資する情報を集約し、新型コロナ対策の関係ホームページ等に分かりやすく掲示し、住民各位に周知することをお願いしたところです（参照、同事務連絡（2））。

この集約の際にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお示ししますので、管内の市区町村と連携の上、速やかにご対応いただきますようお願いいたします。

なお、上記については、年末年始を見据えて、12月中を目途に対応状況についてお伺いさせていただくことについて付記させていただきます。

また、「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付け事務連絡（令和4年11月4日一部改正））において、小学生以下の発熱患者については、診療・検査医療機関だけでなく、小児科全体で対応いただく必要がある旨お示し、診療・検査医療機関の指定（以下「指定」という。）を受けていない小児科標榜医療機関においても発熱患者の診療をお願いしているところ、患者の適切な選択に資するよう、上記のホームページ等において、指定は受けていないが小児の発熱患者に対応する医療機関の情報を合わせて掲示し、周知すること等についても、下記のとおりお示ししますので、診療・検査医療機関の指定を受けていない小児科標榜医療機関への説明、理解を得るよう努めていただき、速やかにご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

(休日夜間急患センター・在宅当番医制の情報集約について)

- 1 休日夜間急患センターの受診に資する情報について、都道府県の新型コロナ対策の関係ホームページ等に掲示する際には、住民が、居住地や受診を希望する日時ごとなどにより、速やかに受診先の情報を得られ、必要に応じて問合せ等ができるように、以下の項目を含むこと。

なお、これらの項目については、表形式などにより、一覧性が確保されているとともに、エクセルや CSV 等の加工可能な形式も含めて掲載することが望ましい。

【 掲示すべき情報 】

所在地

名称

対応時間

診療科 (新型コロナウイルス感染症の患者対応の可否を含む)

電話番号

その他住民の受診に資する情報 (ホームページ等)

- 2 在宅当番医制については、スケジュールが頻繁に更新されることが考えられることから、都道府県の新型コロナ対策の関係ホームページ等より、当該地域のスケジュール表にアクセスできるようにすることで足りること。
- 3 新型コロナ対策の関係ホームページ以外で、既にも上記を満たす情報の周知を実施している都道府県においては、掲示すべき情報の過不足について確認の上、住民が休日夜間急患センター・在宅当番医制に関する情報にアクセスできるよう、リンクやバナーを当該ホームページに分かりやすく掲載する等で足り、必ずしも新たなページを作成せずともよいこと。

(指定を受けていない小児科標榜医療機関について)

- 1 標記の医療機関において小児の発熱患者を診療している場合には、年々年初を見据え、改めて指定を受けていただくように協力を依頼すること。
他方、標記の医療機関が小児の発熱患者に対応しない事案を把握した場合には、少なくともかかりつけ患者には対応するよう協力を依頼すること。
- 2 その上で、指定はを受けていないが小児の発熱患者に対応している小児科

標榜医療機関について住民が把握できるよう、こうした医療機関についても、都道府県の新型コロナ対策の関係ホームページ等で公表等することについて、医療機関や地域の医療関係者に協力を依頼すること。

- 3 上記の公表等する際に掲示すべき情報は、診療・検査医療機関の例に準ずること。

なお、診療・検査医療機関の情報を公表する際には、小児対応の可否等について併せて公表することについても対応されたいこと。

(参考)「現下の感染状況を踏まえたオンライン診療等も活用した診療・検査医療機関の拡充・公表について」(令和4年8月31日付け事務連絡)の記2を参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000983078.pdf>

以上